令和７年８月７日

千葉労働局長
　小山　英夫　殿

千葉地方最低賃金審議会
会長　　村上　典子

千葉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和７年７月 11 日付け千労発基 0711 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙２のとおり、令和５年 10 月１日改正発効の千葉県最低賃金（時間額 1,026 円）は、令和５年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙３により、賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望が取りまとめられたので、併せて報告する。

別紙１

千 葉 県 最 低 賃 金

１　適用する地域

千葉県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　1,１４０円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和７年 10 月３日

別紙２

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

(1)　　件　　名　　千葉県最低賃金

(2)　　最低賃金額　　時間額 1,026 円

(3)　　発　効　日　　令和５年 10 月１日

２　生活保護水準

(1)比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2)対象年度

令和５年度

(3)生活保護水準

生活扶助基準(第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額　109,485 円。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の(2)に掲げる金額の１か月換算額（注）と上記２の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

（注）１か月換算額

1,026 円（千葉県最低賃金）×173.8（１か月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝　143,903 円

※　0.807 は、岩手県の令和５年度最低賃金額 893 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別紙３

千葉県では、令和６年１月 19 日に開催された「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において【「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言】（別添参照）が採択され、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、適切な価格転嫁及び生産性向上に向けた取組を行っているところである。

こうした中、政府においても次の事項について、継続的に取り組むよう強く要望する。

１　価格転嫁対策について

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて関係機関の執行体制の抜本強化を要望する。

とりわけ、取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。

また、パートナーシップ構築宣言については普及促進を急速かつ徹底的に進めていくとともに、この実効性を高めていく取組が重要であり、宣言のさらなる拡大を図ることを要望する。

サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

２　生産性向上の取組に対する支援について

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以

上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の着実な実行を要望する。

３　いわゆる「年収の壁」への対応について

いわゆる「年収の壁」問題を抱える労働者は、最低賃金が引き上げられることでさらなる就労制限等が生じ、より労働時間を減らすことになり、労働者の実質的な所得向上につながっていない上に、人材不足が指摘される中、他の労働者へのしわ寄せが顕著になっているなど、労使双方から各種制度の改善を要望する「生の声」が届いている。

「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上

別添

「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言

エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足が、企業の事業活動に大きな影響を及ぼす中、持続可能な地域経済を構築するためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出していく必要がある。

しかしながら、特に雇用の約７割を占める中小企業においては、物価高騰によるコスト上昇分が取引価格に十分反映できていないことなどから、賃上げを持続的なものとすることが難しい状況となっている。

このため、サプライチェーンを構成する全ての企業が賃上げを持続的に行うことができるよう、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、各企業において、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていくことが重要である。

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議は、適切な価格転嫁と生産性向上を促進し、県内企業の持続的な賃上げを実現するため､次の事項について連携･協力して取り組むことを宣言する。

１　適切な価格転嫁に向けて、以下の取組を促進します。

ア　労務費･原材料価格･エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的に価格協議を行うこと

イ　企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の付加価値向上と共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」に取り組むこと

ウ　「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者・受注者が採るべき行動・求められる行動を遵守すること

２　生産性向上に向けて、以下の取組を促進します。

ア　働き手一人ひとりの意欲を高め、能力を十分発揮できるよう、働き方改革や業務効率化を一層推進すること

イ　働き手のスキルアップに向けて、人材育成やリスキリングを推進すること

令和６年１月１９日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	（一社）千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉県市長会	（一社）千葉県商工会議所連合会	千葉県よろず支援拠点
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	（一社）千葉県経済協議会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	千葉県経済同友会	（株）千葉銀行
	（一社）千葉県中小企業家同友会	千葉信用金庫
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	